

(仮称) 坂出市空家等対策の推進に関する条例 (案)

パブリックコメントの結果

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

平成29年7月14日～平成29年8月14日

(2) 意見の受付件数

1人 1件

2. 意見の内容 (要旨) と市の考え方

意見の内容 (要旨)	市の考え方
<p>条例を制定するに当たり、市民の理解と協力が必要。年間を通じた計画的に徹底した市民への広報活動が必要と考える。</p>	<p>空家等に関する問題は、行政による施策の実施のみでの解決は困難です。市民の皆様や自治会等の住民組織、不動産業等の事業者の方々に御理解、御協力いただく中で、相互に協力して推進していかなければなりません。</p> <p>そのため、市HPや市広報誌を活用した広報活動のほか、連合自治会の会合時を活用した周知や協力依頼、固定資産税の納税通知を利用した啓発パンフレットの配付等、計画的に広報活動に取り組んでいきたいと考えています。</p>

問合せ先

市民生活部共働課地域支援係

電話 (0877) 44-5009

FAX (0877) 44-3604